実用ガイド



厚生年金保険の給付

平成28年4月1日現在

l e	受けられる条件	平成28年4月1日現在
特別支給の老齢厚生年金	(65歳未満、昭和16年4月2日以降生まれ) 老齢基礎年金の支給要件を満たしていること。 厚生年金保険の被保険者期間が、1年以上 あること。	定額部分(1)+報酬比例部分(2)+加給年金額(3) (1)定額部分 1,626円×生年月日に応じた率×被保険者期間の月数 (2)報酬比例部分 報酬比例部分の年金額は、①の式によって算出した額 (①の式によって算出した額が②の式によって算出した額を下回る場合には、②の式によって算出した額) ①報酬比例部分の年金額 平 均 標 準 報酬 月 額 ※
		報酬月額 (1000 1000 大会報間の月数 1000 生年月日に応じた率 ア均標準 × (7.308 ~ 5.481 1000 按保険者期間の月数 1000 生年月日に応じた率 (2、報酬比例部分の年金額(物価スライド特例水準) ア均標準 × (100 ~ 7.5 1000 大会報酬 1000 半年月日に応じた率 (1000 ~ 1000 大会報酬的の月数 十年月日に応じた率 (1000 ~ 1000 大会報酬の月数 十年月日に応じた率 (1000 大会報酬の月数 大会報酬の月数 (1000 大会報酬の月数 十年日日に応じた率 (1000 大会報酬の月数 大会報酬の月数 (1000 大会報酬の月本報酬の月本報酬の月本報酬の月本報酬の月本報酬の月本報酬の月本報酬の月本
		平均標準
老齡厚生年金	(65歳以上、昭和16年4月2日以降生まれ) 老給基礎年金の支給要件を満たしていること。 厚生年金保険の被保険者期間が1か月以 上あること。	報酬比例年金額(ア) +加給年金額(イ) (ア) 報酬比例年金額 60歳~64歳の報酬比例部分(2)と同じ。 (イ) 加給年金額 60歳~64歳の加給年金額(3)と同じ。
障害厚生年金	加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。	[1級] (報酬比例の年金額)×1.25+配偶者の加給年金額(224.500円) [2級] (報酬比例の年金額) +配偶者の加給年金額(224.500円) (報酬比例の年金額) ※最低保障額 585.100円 [障害手当金] 平均標準報酬額×給付乗率×被保険者期間月数×200/100 最低保障額:1,170,200円
遺族厚生年金	①被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。(ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。) ②老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。 ③1級・2級の障害厚生年金を受けられる者が死亡したとき。	妻、子、孫(18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の者)、55歳以上の夫、父母、祖父母(60歳から支給) 報酬比例の年金額 報酬比例部分の年金額は、①の式によって算出した額。 (①の式によって算出した額が②の式によって算出した額を下回る場合には、②の式によって算出した額が報酬比例部分の年金額になる。) (①報酬比例部分の年金額 平均標準報酬月額 × 7.125
脱退一時金	日本国籍を有しない者が厚生年金に加入 し、年金の受給権を得ないまま帰国した場 合、2年以内に請求。(厚生年金の保険料を 納めた月数が6月以上必要)	平均標準報酬額×支給率 ((保険料率×1/2)×被保険者期間月数に応じた月数)